

○多摩市低入札価格調査委員会設置要綱

平成24年3月29日多摩市告示第84号

(設置)

第1条 多摩市の公共工事等の入札において、著しく低い価格（以下「低入札価格」という。）をもって申し込みがあった場合に、落札者の決定のための調査を行うため、多摩市低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査し、総務部に関する事務を所掌する副市長に報告する。

- (1) 入札結果に対する履行確認に関すること。
- (2) その他低入札価格があった場合に必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 企画政策部施設保全課長
- (2) 総務部総務契約課長
- (3) 都市整備部道路交通課長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は総務部総務契約課長をもって充て、副委員長は企画政策部施設保全課長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会の会議は、委員長が主宰する。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部総務契約課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年多摩市告示第117号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年多摩市告示第150号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年多摩市告示第147号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。